



イチから学ぶ 社会保険の基礎知識

2. 健康保険の給付

2023年7月
特定社会保険労務士
安中 繁



健康保険とは

- サラリーマンなどの被用者を対象とした医療保険制度
被用者が扶養する家族も保険給付の対象
- 「病気やケガ」「出産」「死亡」に対しての給付がある。
- 病気やケガで仕事を休んだ時の所得保障として支給される
給付金もある。
- 退職後でも条件を満たせば給付の対象となる。



給付の種類



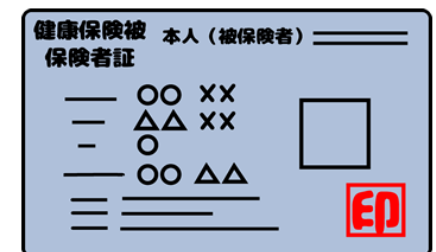
出典：協会けんぽHP



療養の給付

病気やケガをした時に給付を受けることができる

被保険者又はその被扶養者が業務外の事由で病気やけがをした時は、病院、診療所、薬局等の医療機関に健康保険被保険者証（健康保険証）を提示し、一部負担金を支払うことで 診療、処置、投薬等の治療を受けることができる。





療養費の請求

医療費の立替払いをした時は現金給付を受けることができる
【療養費の請求】

急病で健康保険証が提示できなかったり、健康保険証の交付を受ける前などで被保険者証が提示できず自費で診療を受けた場合は、「療養費（立替払）」の手続きを行うことにより、全額を立替払いした医療費の払い戻しを受けることができる。

高額療養費



治療費が高額になったときは高額療養費を受けることができる

病気やケガの治療のため同一月内に病院や薬局の窓口で支払った自己負担額の合計が自己負担限度額を超えた場合に、超えた額を「高額療養費」として受けることができる。



出典：協会けんぽHPより

高額療養費



年齢・被保険者の所得区分によって自己負担限度額は変わる

●70歳未満の方(表I)

〈〉内は多数回該当の場合

被保険者の所得区分			自己負担限度額
ア	標準報酬月額	83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 〈140,100円〉
イ		53万～79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 〈93,000円〉
ウ		28万～50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 〈44,400円〉
エ		26万円以下	57,600円 〈44,400円〉
オ	低所得者*		35,400円 〈24,600円〉

*被保険者が住民税の非課税者で、かつ、区分ア、イに該当しない方

出典：協会けんぽ GUIDE BOOK

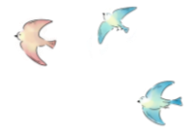
傷病手当金



病気で仕事を休み、会社から給料を受けられないときは、その期間の生活保障としての給付を受けることができる

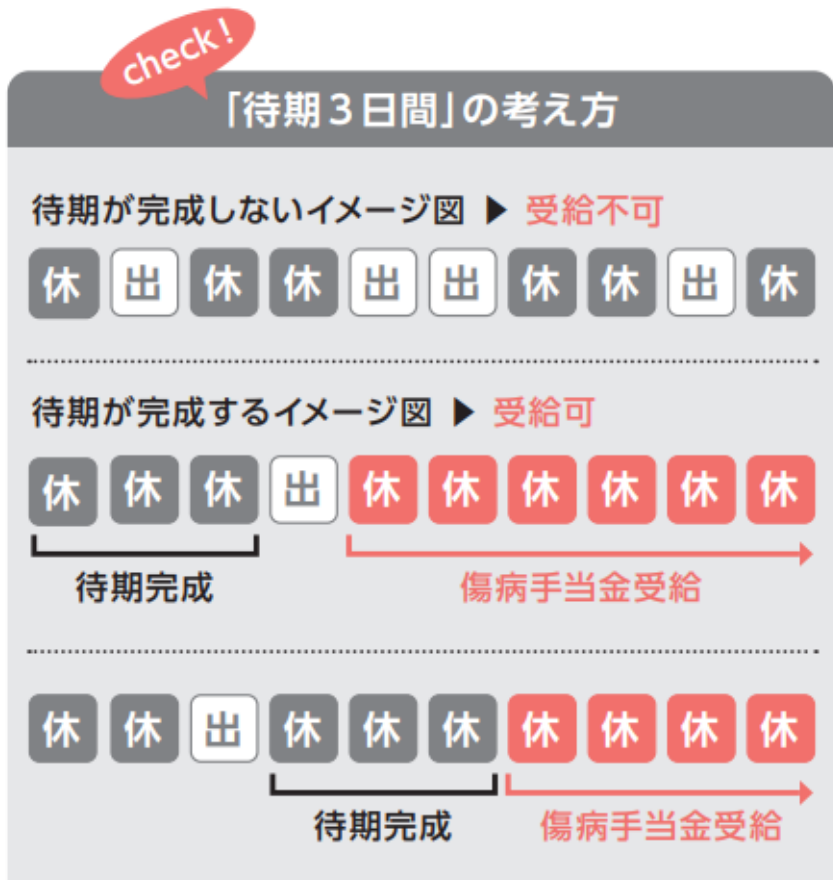
- ・ 業務外の病気やけがの療養のため会社を休んでいる
- ・ 仕事に就くことができない（労務不能）
- ・ 連続3日間を含む4日以上仕事につくことができない
- ・ 休業期間中の給料の支払いがないこと

などの要件に該当すれば、4日目以降の休業期間について「**傷病手当金**」を受けることができる。



傷病手当金

「待期3日間」の考え方



- 連続して3日間仕事を休んだ後、4日目以降の仕事につけなかった日に対して支給される
- 待期期間には有給休暇、土日祝日等の公休日を含む

出典：協会けんぽ GUIDE BOOK

©ドリームサポートグループ



傷病手当金

傷病手当金の支給額の計算方法

$$\text{支給総額} = \text{直近1年間の標準報酬月額} \times \text{3分の2} \times \text{支給日数}$$

平均額の30分の1

被保険者期間が1年に満たない場合は、資格取得後の平均額か、協会けんぽ全被保険者の平均額のいずれか低い額が基礎となります。

給与や手当が支払われているときは、原則として傷病手当金は支給されない。

傷病手当金より少ない額の給与が支払われた場合は、差額が傷病手当金として支給される。

出典：協会けんぽ GUIDE BOOK

出産育児一時金



5. 被保険者又は被扶養者が出産したとき、出産育児一時金を受けることができる

- ・ 妊娠4か月以上で出産したときは 出産育児一時金
1児につき**50万円**（協会けんぽの場合）が受けられる。

※産科医療補償制度に加入の医療機関等で妊娠週数22週以降に出産した場合



出産育児一時金

退職したあとももらえる

出産育児一時金は、退職し、被保険者でなくなったあとも以下両方の要件を満たせば支給される。

なお、退職した後に、被扶養者となっている場合は、どちらの健康保険から一時金をもらうか選択できる。

要件

- ①被保険者の資格を喪失した日の前日まで引き続き**1年以上**被保険者であったこと
- ②被保険者の資格を喪失した日後**6カ月以内に出産**したこと

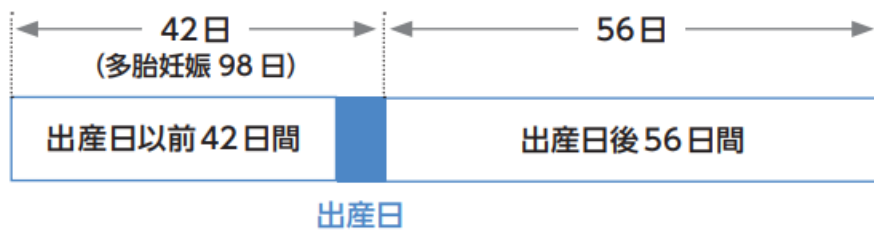
出産手当金



産前産後休業期間中の生活保障としての給付を受けることができる

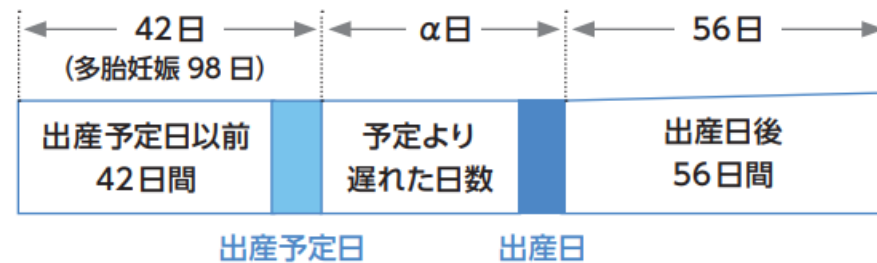
産前産後休業期間（出産日以前42日から出産の翌日以後56日目）の範囲内で会社を休んだ日について、会社から給料を受けられないときはその期間の所得補償として「出産手当金」の給付を受けることができる。

● 出産予定日に出産した場合または出産予定日より早く出産した場合



申請可能期間 = 42日(多胎妊娠98日) + 56日

● 出産予定日より遅れて出産した場合



申請可能期間 = 42日(多胎妊娠98日) + α日 + 56日

出典：協会けんぽ GUIDE BOOK

出産手当金



出産手当金の支給額の計算方法

出産手当金の支給額の計算方法

支給
総額

=

直近1年間の標準報酬月額
の平均額の30分の1

×

3分の2

×

支給日数

被保険者期間が1年に満たない場合は、資格取得後の平均額か、協会けんぽ全被保険者の平均額のいずれか低い額が基礎となります。

出典：協会けんぽ GUIDE BOOK

埋葬料・埋葬費



7. 被保険者が業務外の事由により亡くなったときは埋葬にかかる費用を補填することを目的とした給付を受けることができる

被保険者本人が亡くなったときは、5万円の「埋葬料」を埋葬を行った家族が受けることができる。

被扶養者が亡くなったときは「家族埋葬料」として5万円を受けることができる。

※死亡した被保険者に家族がいないときは、埋葬を行った人に、埋葬料の額（5万円）の範囲内で、埋葬にかかった費用が「埋葬費」として支給される。

資格喪失後の給付



被保険者が退職して資格を喪失すれば、その後の給付が行われないのが原則だが、引き続き受けられる給付もある

出産手当金と傷病手当金の継続給付の要件

- ①資格を喪失した日の前日まで、引き続き1年以上被保険者であったこと
- ②資格を喪失した際に、傷病手当金・出産手当金を受けている・または受けられる状態にあること

ご視聴ありがとうございました



- 分かりやすいセミナーとするため、法令等の情報の一部分をピックアップし、特例や例外などを省略して記載、解説している場合があります。
- 必ず最新の情報で御社の状況にあった正確な内容の確認をお願いします。

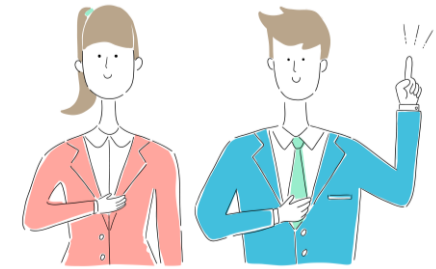
ドリームサポート社会保険労務士法人



Mail: info@dreamsupport.jp / Web: 「**ドリサポ**」で検索

国分寺オフィス

〒185-0021 東京都国分寺市南町3-15-6 小林ビル5F
TEL.042-300-0323 / FAX.042-300-0324



YouTubeチャンネル“ドリチャン”



チャンネル登録
お願いします

公式Instagram



フォローといいね！
お願いします



事業ドメイン

パートナー事業

労務相談

エージェント事業

給与計算・手続き代行

コンサルティング事業

各種コンサルティング

エデュケーション事業

セミナー主催・登壇・
執筆・動画など

ドリサポ セミナーラインナップ

- ・就業規則整備のポイント
- ・法改正セミナー
- ・ハラスメント対策セミナー
- ・メンタルヘルス対策による労務管理セミナー
- ・給与計算の実務
- ・仕事と育児の両立支援セミナー など多数